

浜岡原子力発電所における非常用ディーゼル発電機の 健全性確認等の結果について(原子力規制委員会への報告)

2012年10月4日

当社は、他の原子力施設において、非常用ディーゼル発電機のシリンダライナ^{※1}に傷が確認された事象を踏まえて、2011年6月3日に原子力安全・保安院(当時)から発出された指示文書^{※2}に基づきシリンダライナ取り付けおよび取り外し時の作業手順を整備するとともに、シリンダライナの健全性確認の工程表を策定し、同院(当時)へ報告をおこないました(2011年7月4日お知らせ済み)。

その後、工程表に基づき実施してきたシリンダライナの点検が完了したことから、本日、その内容を原子力規制委員会へ報告しましたので、お知らせします。

<原子力安全・保安院(当時)からの指示の内容>

浜岡原子力発電所第3号機及び第4号機においては、事象が発生した原子力施設と同様の構造の非常用ディーゼル発電機を設置していますが、シリンダライナの取り外しに係る手順が明確でないことから、非常用ディーゼル発電機のシリンダライナの損傷防止のため、下記事項について、結果を取りまとめた上で報告することを求めます。

1. シリンダライナの取り外し及び取付作業について、適切な油圧管理を含む実施手順の整備
2. 適切な手順によって取り外し及び取付作業が行われていなかったことにより損傷の可能性があるシリンダライナの健全性の確認に係る工程表の策定
3. 2. において策定した工程表の着実な実施
4. 3. の確認において健全性の認められなかったシリンダライナについて、当該シリンダライナの交換に係る工程表の策定
5. 4. において策定した工程表の着実な実施

報告内容

・シリンダライナの健全性確認結果

2011年7月4日の原子力安全・保安院(当時)への報告に基づき、以下のディーゼル発電機のシリンダライナの健全性確認を実施した結果、全てのシリンダライナについて異状のないことを確認しました。

<健全性確認を実施したディーゼル発電機>

- ・3号機非常用ディーゼル発電機(A)
- ・3号機非常用ディーゼル発電機(B)
- ・3号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機
- ・4号機非常用ディーゼル発電機(A)
- ・4号機非常用ディーゼル発電機(B)

※1 シリンダライナは、ディーゼル機関の燃焼室を形成する筒状の部品です。

※2 指示文書は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの非常用ディーゼル発電機で確認されたシリンダライナの傷を踏まえた確認等について(指示)(平成23年6月3日23原企課第38号)」を指します。

以上